

## 錦町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 錦町

事 業 名 : 農業集落排水

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年度(18年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	3.5人/ha(令和6年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所(川地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	隣接している相良村と「川地区農業集落排水事業の実施に関する覚書」(平成14年5月1日)を取り交わしています。本事業の事業主体は相良村で、施設の維持管理・更新等をされており、本町は覚書にある負担割合に応じて負担金を支出しています。なお、農業集落排水処理区域外では、費用対効果の点から新たな区域拡張は行わず、小型合併処理浄化槽の整備・推進を図っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町水道加入世帯は水道使用量を基に料金を算出する従量制、未加入世帯については居住人員を基に算出する人頭制を適用しており、基本料金に超過料金又は人数割分を加えた額を消費税率で乗じた額として算出します。 従量制:基本料金1,900円(10m <sup>3</sup> まで)、超過料金200円/m <sup>3</sup> 人頭制:基本料金1,300円、人数割分1,000円/人、500円/人(6人目以降)				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系に準じています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系に準じています。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,290 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	6,126 円
	令和5年度	4,290 円		令和5年度	6,090 円
	令和6年度	4,290 円		令和6年度	6,710 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定所属職員) ※職員給与費については、特定環境保全公共下水道の予算に計上しています。
事業運営組織	下水道事業は地域整備課が所管しています。 課内には上下水道係、工務係、管理係があり、上下水道・道路・橋梁・河川・公営住宅等の工事及び維持、経理を担当しており、連携を図りながら効率的な運営を実施しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	事業主体である相良村において保守点検清掃業務、自家用電気工作物保安管理業務、情報配信サービス業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については予定はありません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについては予定はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用についての取組みはありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地等はないため取組みはありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

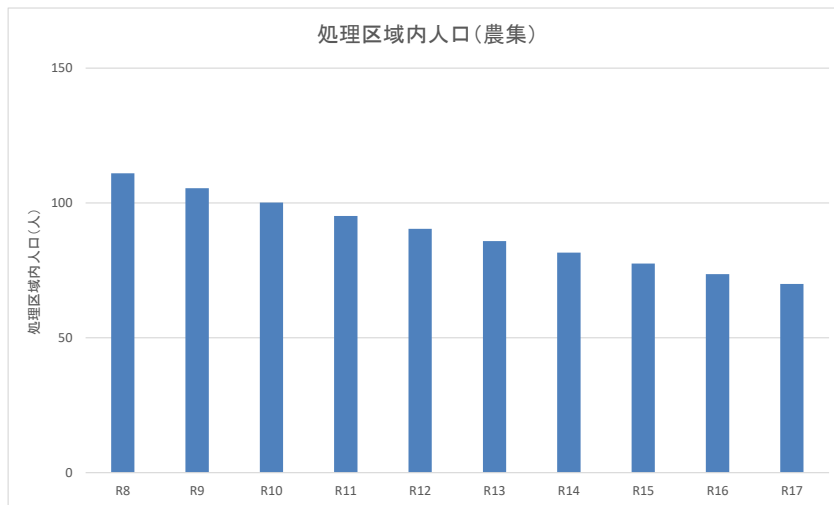
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和7年度に策定・公表しました令和6年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

## 2. 将来の事業環境

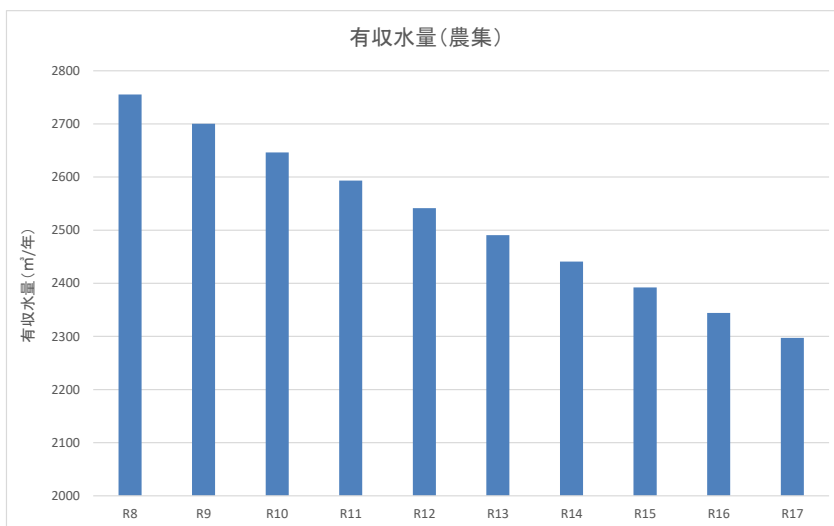
### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測は、近年の実績値をもとに設定しています。錦町総合計画によると行政区域内人口は年々減少すると推計されており、整備も完了していることから、減少傾向が続くものと予測しています。



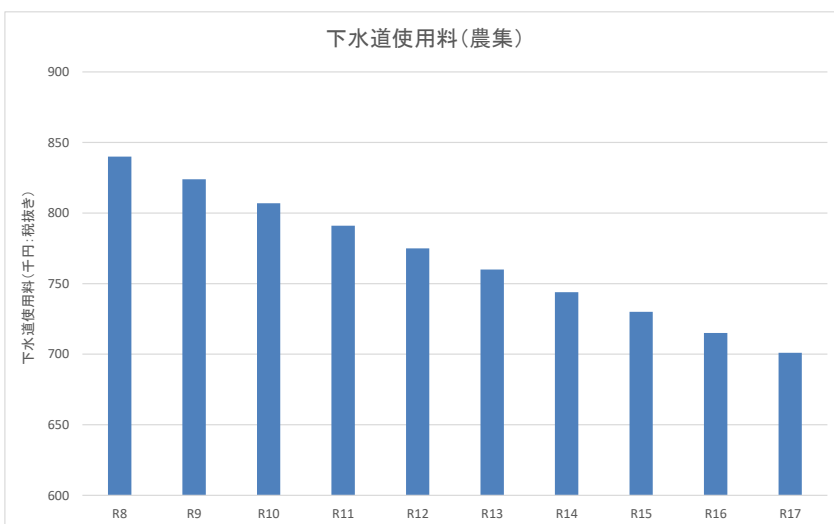
### (2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、近年の実績値をもとに設定しています。将来の処理区域内人口の減少率に比例し減少傾向が続くと予測をしています。



### (3) 使用料収入の見通し

将来有収水量に、使用料単価を乗じて予測をしています。なお、使用料単価は令和6年度の値をもとに算出しています。



#### (4) 施設の見直し

供用開始から18年が経過しているものの、管渠及びマンホール躯体の法定耐用年数は50年とされているため、改築・更新は直近の課題と  
なっていません。ただし、マンホール蓋(車道部)やマンホールポンプについては、耐用年数が15年で既に耐用年数を経過している設備  
もあることから、相良村と連携し適正な事業計画と財政計画に基づき修繕及び改築事業を実施していきます。

#### (5) 組織の見直し

下水道事業については現在1人の職員で運営を行っています。経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、下水道  
施設の維持管理に対応できるよう体制を整備していきます。また、異動等で職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう、業務の見える  
化や共有、研修等の充実を図っていきます。

### 3. 経営の基本方針

#### 1. 計画的な事業の執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の負担や、維持管理費の増加から公営企業を取り巻く環境が厳しさを増すことが想定さ  
れます。また、平成19年度で施設整備が完了し、今後は施設の老朽化に伴う改築更新事業が主となってまいります。そのため、事業主体  
の相良村と連携し適正な事業計画と財政計画をもとに経営を行っていきます。

#### 2. 水洗化率の向上と収入の確保

水洗化を促進することで、安定的な料金収入の確保を図り、一般会計からの基準外繰入金を最小限に抑えます。

#### 3. 経営の健全化

下水道事業のより一層の効率化や経費の削減を図るとともに、下水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを随時行い、健  
全な経営を図ります。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	事業主体である相良村と連携し、適正な事業計画と財政計画をもとに投資の平準化を図り、維持管理負担に係る費用の削減に努めます。
-----	---

平成19年度に施設整備が完了しており、事業主体である相良村において施設の維持管理・更新等を実施されているため投資に係る費用はありません。「川地区農業集落排水事業の実施に関する覚書」に基づく負担割合に応じて負担金を支出しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	長期目標として「経費回収率の向上」、「基準外繰入金金の削減」を定めます。 下水道使用料の改定のみで経費回収率を向上する場合は、住民への過度な負担が懸念されるため、段階的に改定を行っていく必要があります。また、改定後においても財源が不足する場合は一般会計からの繰入金で対応することになりますが、段階的な使用料改定により繰入額の削減を図ります。
-----	---

計画期間中は、以下の取組みを実施します。

- ・使用料収入の見直し  
使用料収入については、今後の人口減少により料金収入の大幅な増収は困難な状況にあるため、水洗化の促進を図ります。また、経費回収率向上のため料金を見直し、下水道事業収益の増加を見込むことが必要になります。今後の情勢及び財政状況を考慮したうえで随時必要な検討を行なっていきます。
- ・企業債に関する事項  
資本費平準化債については、過去の発行額を勘案し発行可能額以内を計画しています。
- ・繰入金に関する事項  
一般会計からの繰入金については、国が示す「繰出基準」に基づき算定してします。収益勘定に係る繰入れは基準内繰入(高資本費対策に要する経費、分流式下水道に要する経費)及び基準外繰入とし、資本勘定に係る繰入れについては、基準内繰入(地方公営企業法適用に係る経費)及び基準外繰入とし算定しています。今後は、料金収入の確保を図り、基準外繰入れの抑制に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は令和8年度予算をベースとし、昨今の物価上昇等を考慮し算定しています。

- ・維持管理負担金  
農業集落排水事業に係る経費については、事業主体である相良村へ動力費・修繕費・委託費等含んだ額を負担金として支出しています。令和8年度予算から物価上昇率を年8%と仮定し算定しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、熊本県が策定している「くまもと汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、人吉球磨ブロックの市町村で検討しています。内容は、汚水の集約処理や維持管理業務の共同発注等があり、課題を含め今後協議していく予定です。
投資の平準化に関する事項	平成19年度で施設整備が完了し、今後は施設の老朽化に伴う改築更新事業が主となってまいります。そのため、事業主体の相良村と連携し適正な事業計画と財政計画をもとに、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用については予定はありません。
その他の取組	取組みの予定はありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	今後の社会情勢や物価高騰等により厳しい経営が想定されます。実施時期や改定内容等慎重に検討を重ね、下水道加入者へ料金改定の必要性について十分な説明と理解を得たうえで検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	エネルギー利用及び未利用土地等の活用可能な資産を有していないため取組みの予定はありませんが、他団体の取組み・動向について情報収集を行い、有効活用について研究していきます。
その他の取組	取組みの予定はありません。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用については予定はありません。
職員給与費に関する事項	職員給与費の予算措置については、下水道事業会計のうち特定環境保全公共下水道事業において1人分を計上しており、農業集落排水事業では計上していません。
動力費に関する事項	動力費については、相良村に支出している負担金の中に計上しています。
薬品費に関する事項	薬品費については、相良村に支出している負担金の中に計上しています。
修繕費に関する事項	修繕費については、相良村に支出している負担金の中に計上しています。
委託費に関する事項	委託費については、相良村に支出している負担金の中に計上しています。
その他の取組	取組みの予定はありません。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	目標達成に向け投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するなど、PDCAサイクルに基づく適切な進捗管理が必要となります。本町においては、毎年度進捗管理を行うとともに、投資・財政計画に変更がある場合は適宜事後検証を行います。また、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルに基づき質を高めていくため、3年から5年ごとに見直しを行います。
---------------------	--

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

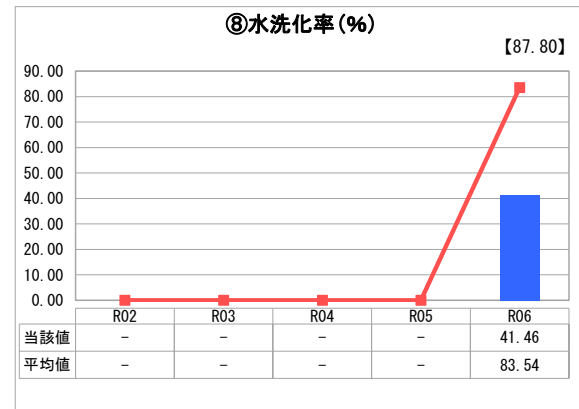
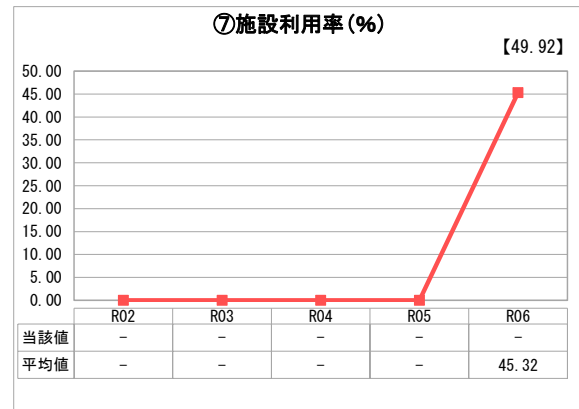
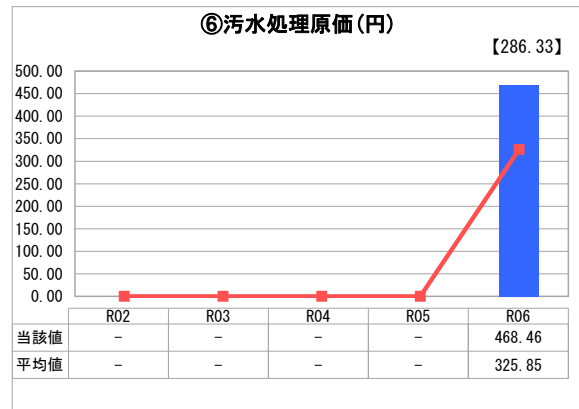
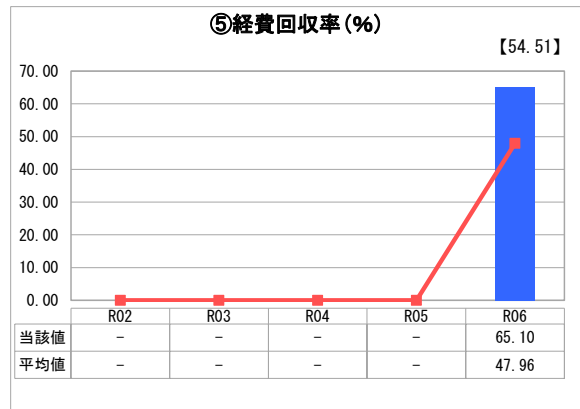
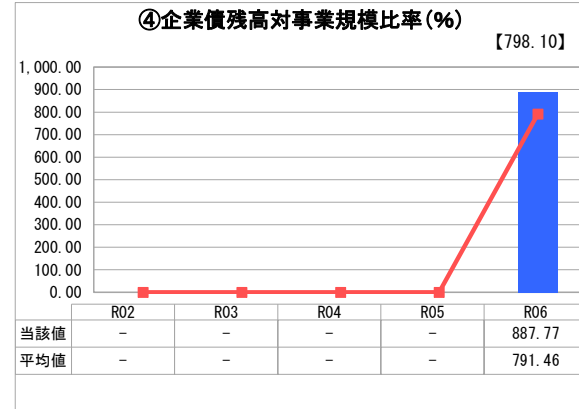
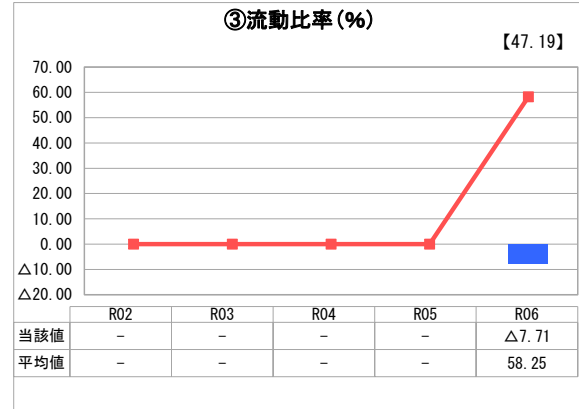
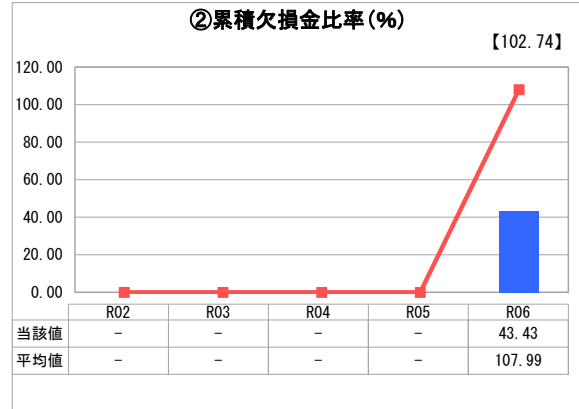
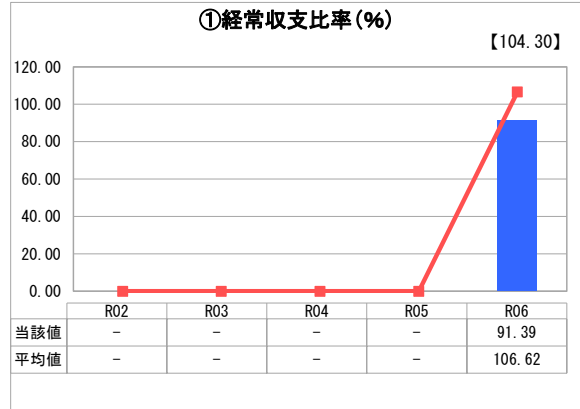
熊本県 錦町

業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 農業集落排水	類似団体区分 F2	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	0.77	1.24	100.00	4,290

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
10,033	85.04	117.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
123	0.35	351.43

<b>グラフ凡例</b>
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については、水洗化率が低いことから料金収入が伸びず、100%を下回る91.39%となりました。今後、計画的な料金改定を行い改善を図ります。

②累積欠損金比率については、法適用初年度である令和6年度の損益収支の赤字がそのまま指標に表れています。今後、処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減及び物価高騰による経常費用の増により、累積欠損金が増加する可能性が高いため、経常費用の縮減はもとより、料金水準の妥当性を随時検証しながら、適正な料金水準の設定に努めます。

③流動比率は△7.71%となっておりますが、これは、本町の農業集落排水事業が特定環境保全公共下水道事業と同一会計で経理していることと、農業集落排水事業の単年度損益収支が赤字であったことが要因です。

④企業債残高対事業規模比率については、887.77%と類似団体より高い状況です。地方債の償還については大部分を一般会計からの繰入金により負担しているものの、受益者数が少ないことから料金収入が少なく、企業債残高に対して事業の規模が小さい事が主な要因です。本町の農業集落排水事業の受益地は、その地理的要因から、処理区域内人口そのものが少ないため、本指標を劇的に改善することは困難な状況ですが、接続率の向上に努め、指標の改善に努めます。

⑤経費回収率については、類似団体より高い65.10%となりましたが、100%を下回っている状況です。計画的な料金改定を行い改善を図ります。

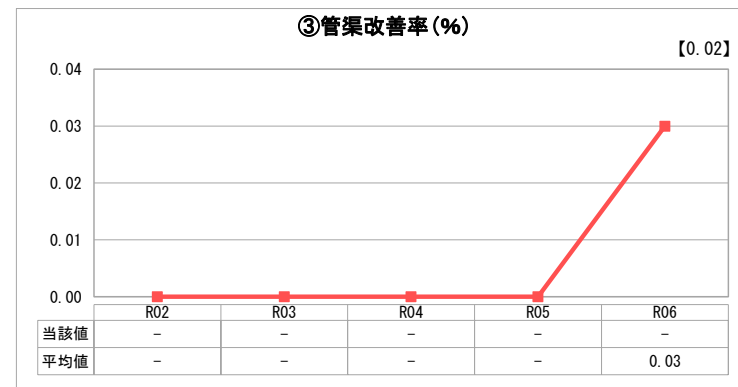
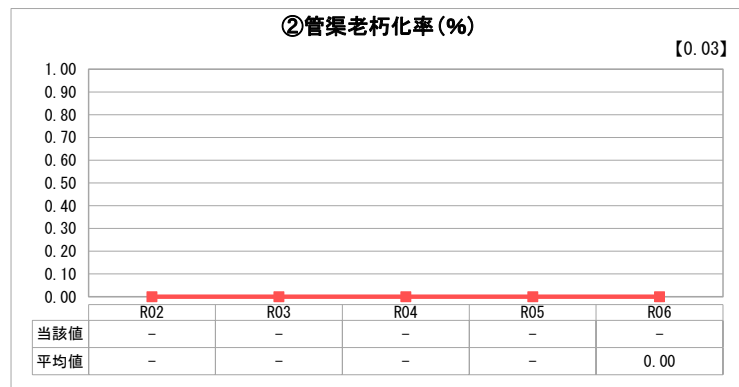
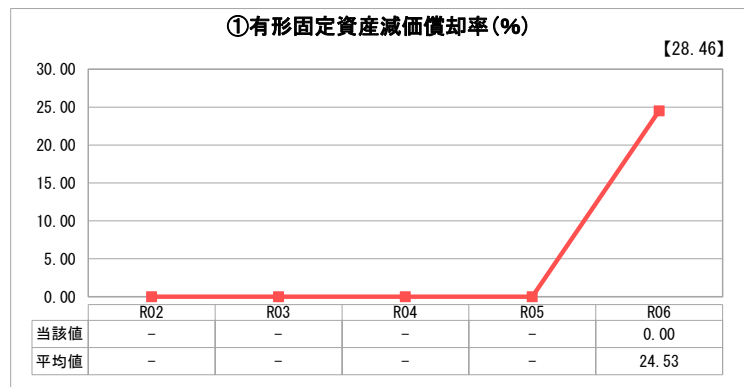
⑥汚水処理原価については、468.46円と類似団体より高い状況です。本町の農業集落排水事業の受益地は山間部にあり、その地理的要因から汚水処理のコストが割高となっております。今後は人口減少により有収水量が減少していくことが見込まれ、比率は上昇していくことが見込まれますが、接続率の向上に努め、指標の改善に努めます。

⑧水洗化率については41.46%類似団体より低い状況です。要因としては、処理区域内の未接続者の接続が伸び悩んでいるためです。今後は新規の接続予定は少なく、横ばいとなる見込みですが、町単独の補助制度（リフォーム補助金）を活用しながら接続率の向上に努め、指標の改善に努めます。

### 2. 老朽化の状況について

農業集落排水事業については、実施主体が隣接の村であり、本町はその維持管理に係る負担金を支出しているのみであるため、老朽化の状況を示す指標がありません。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

農業集落排水事業については、事業の性質上、赤字経営となりやすい傾向にありますが、特定環境保全公共下水道事業と同一会計で経理していることから、現時点で経営に大きな支障は生じていないものの、今後の処理区域内人口の減少を見据え、料金収入を確保する必要があります。

町単独の補助制度（リフォーム補助金）を活用しながら接続率の向上に努めつつ、計画的な料金改定により収入を確保します。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	区 分												
資本的収入	1. 企業債	2,600	2,700	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	うち資本費平準化債	2,600	2,700	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	2. 他会計出資金	108	48	311	438	639	844	1,053	1,273	787	50	50	50
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	2,708	2,748	3,111	3,138	3,339	3,544	3,753	3,973	3,487	2,750	2,750	2,750	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	2,708	2,748	3,111	3,138	3,339	3,544	3,753	3,973	3,487	2,750	2,750	2,750	
資本的支出	1. 建設改良費	152											
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	4,830	5,023	5,235	5,262	5,463	5,668	5,877	6,097	5,611	4,873	3,588	2,778
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	4,982	5,023	5,235	5,262	5,463	5,668	5,877	6,097	5,611	4,873	3,588	2,778	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,274	2,275	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,123	838	28	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	2,123	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,123	838	28
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		151										
計 (F)	2,123	2,275	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,124	2,123	838	28	
補填財源不足額 (E)-(F)	151												
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	54,496	52,173	49,738	47,176	44,413	41,445	38,268	34,871	31,960	29,787	28,899	28,821	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分	区 分												
収益的収支分		2,978	4,405	4,235	4,162	4,332	4,509	4,684	4,869	5,069	5,296	5,561	5,870
	うち基準内繰入金	2,978	3,026	2,988	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
	うち基準外繰入金		1,379	1,247	1,262	1,432	1,609	1,784	1,969	2,169	2,396	2,661	2,970
資本的収支分		108	48	311	438	639	844	1,053	1,273	787	50	50	50
	うち基準内繰入金	86	48	88	50	50	50	50	50	50	50	50	
	うち基準外繰入金	22		223	388	589	794	1,003	1,223	737			
合 計		3,086	4,453	4,546	4,600	4,971	5,353	5,737	6,142	5,856	5,346	5,611	5,920